

一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋 174 番地 1

氏名 株式会社赤碕トランスネット

代表取締役 岡崎 博紀

令和4年3月3日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和4年3月4日

倉吉市長 石田 耕太郎

記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 2 事業の区域 倉吉市内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 4 許可の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 使用車両種別台数

12.10トン積（鳥取100か3390）	10.80トン積（鳥取130あ1660）
10.50トン積（鳥取130あ1418）	9.20トン積（鳥取130あ1643）
7.70トン積（鳥取130さ 709）	7.70トン積（鳥取130す 701）
7.50トン積（鳥取130あ1451）	7.40トン積（鳥取130あ1641）
7.40トン積（鳥取130あ2465）	6.60トン積（鳥取130あ1221）
3.75トン積（鳥取100さ9191）	3.00トン積（鳥取400せ4533）
3.00トン積（鳥取430さ4544）	

6 許可の条件

- (1) ごみは、鳥取中部ふるさと広域連合が運営するほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
- (2) 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
- (3) 市町間のごみを混載しないこと。
- (4) 収集依頼先への啓発など、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めること。
- (5) 関係法令を遵守すること。
- (6) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
- (7) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。

